

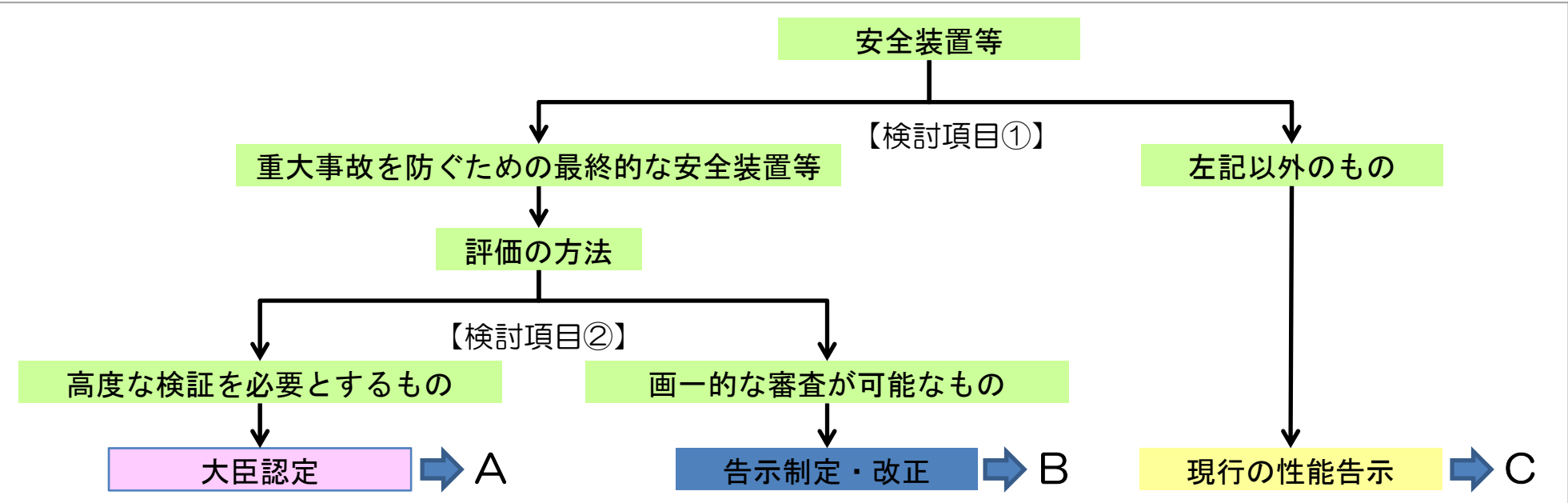
資料3-2 安全装置の分類の基本的コンセプトについて

前回WGにおいて整理した考え方

A：大臣認定（重大事故を防ぐための最終的な安全装置のうち高度な検証を必要とするもの）

B：告示制定（重大事故を防ぐための最終的な安全装置のうち画一的な審査が可能なもの）

C：現行告示（重大事故を防ぐための最終的な安全装置以外のもの）



今回のWGにおける検討項目

検討項目① 重大事故を防ぐための最終的な安全装置等の考え方（案）

過速又は戸開走行等を防止する安全装置等のうち、当該安全装置等の機能が発揮されない場合に過速又は戸開走行を防止するためのバックアップとなる装置を有しないもの（A及びB）

検討項目② 画一的な審査が可能な安全装置の考え方（案）

機械式で、かつ、機構が一般化された安全装置、又は実地で動作確認ができるスイッチ系統の安全装置のうち安全装置の作動に関して制御プログラムを介さないもの（B）

資料3-2 安全装置の分類の基本的コンセプトについて (A 大臣認定)

A：大臣認定の対象となる安全装置（案）

- ① 重大事故等を防ぐための最終的な安全装置等 かつ
- ② 高度な検証を必要とするもの

	対象とする装置の考え方	具体的装置の例	特徴・認定のポイント
①	建築分野と異なる分野の技術で専門家による高度な検証が必要なもの	○状態検知又は駆動・制動装置の起動をマイコン演算で行う安全装置 (調速機の過速スイッチ・ファイナルリミットスイッチ等の電子化・終端階強制減速装置)	検知装置の信頼性・プログラムの構成などの評価に高度の専門的知識が必要
		○特殊な構造の緩衝器 (粘性ゴムを使用した緩衝器・アルミニウム缶で作られた1タイム緩衝器)	ばね式や油入式ではない緩衝器については、制動性能や信頼性の評価について高度の専門的知識が必要
②	複数の安全装置の組み合わせにより機能し、かつ、専門家による定量的評価を要する安全システム	○戸開走行保護装置	検知装置・判定装置・制動装置から構成され、その総合的な機能としての戸開走行時の停止距離について定量的評価が必要

資料3-2 安全装置の分類の基本的コンセプトについて (B 告示制定)

B：告示の改正・制定（明確化）が必要な安全装置（案）

- ① 重大事故等を防ぐための最終的な安全装置 かつ
- ② 画一的な審査が可能なもの

	対象とする装置の考え方	具体的装置の例	特徴・認定のポイント
①	<p>機械式で、かつ、機構が一般化された安全装置</p> <p>※ただし、現場での動作チェックは困難であることから、事前の試験結果に基づく審査を行う必要があり、審査手続きの合理化の観点からは、型式適合認定制度もしくは第三者的な性能評価の活用も含め、事前審査を用いた手続きの合理化を図ることが望ましい。</p>	<p>○調速機（過速スイッチ部含む）</p> <p>○非常止め装置</p> <p>○油入・ばね緩衝器</p>	<p>いずれも事故（かごの過速）を防止するために必要な最終的な安全装置。 機械的動作により作動する装置であり、かつ、一般化された機構であることから、告示に基づき主事等が機能を判断することは可能。</p>
②	<p>装置の起動を機械的な単純スイッチで行うため、実地で容易に動作確認ができるスイッチ系統の安全装置 (P)</p>	<p>○ファイナルリミットスイッチ</p> <p>○かご内・かごの上で駆動装置の動力を切るためのスイッチ（保守点検スイッチ）</p> <p>○頂部／ピット安全確保スイッチ</p> <p>※ただし、プログラムを通じて制御を行っている場合、そのプログラムの内容について詳細に評価する必要があるかどうかは要検討。⇒資料4-2参照</p>	<p>いずれも事故（かごの過速・作業員のはさまれ）を防止するために必要な安全装置。 一般的なスイッチであれば、建築確認時の図面等による設置位置等を審査し、完了検査で動作機能を確認すれば告示等に基づき主事等が機能を判断することが可能と考えられる。</p>

資料3-2 安全装置の分類の基本的コンセプトについて（C 現行告示）

C：現行の性能告示の対象となる安全装置（案）

	対象とする装置の考え方	具体的装置	説明
①	重大事故に関する装置であるが、バックアップ安全装置を有するもの	○リミットスイッチ	過速による昇降路頂部又は底部への衝突を防止するための装置であるが、ファイナルリミットスイッチによりバックアップがなされている。
		○調節装置（ドアスイッチ）	戸開走行を防止するための装置であるが、戸開走行保護装置によりバックアップがなされている。
②	重大事故を防止するための安全装置とまではいえないもの	○地震時管制運転装置	主に地震時に最寄り階に着床し閉じ込めを防止するための装置であり、重大事故（過速・戸開走行）に係る装置ではない。
		○床合わせ補正装置	主につまづき防止のための装置であり、重大事故（過速・戸開走行等）に係る装置ではない。
		○過荷重検知装置（P）	主に過度の乗込みを警告するフルプーフのための装置であり、重大事故（過速・戸開走行等）に係る装置ではない。⇒参考資料6・7参照
		○非常連絡装置	かご内閉じ込め時のための装置であり、重大事故（過速・戸開走行等）に係る装置ではない。
		○停電灯	停電時等のかご内閉じ込め時のための装置であり、重大事故（過速・戸開走行等）に係る装置ではない。